

通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）
重要事項説明書

1 事業所概要

- ・ 事業所名 群馬県知事指定事業所番号 1072800020
特別養護老人ホーム サルビア荘
- ・ 代表者名 管理者 高尾 貞治
- ・ 所在地 〒：379-2221
群馬県伊勢崎市国定町二丁目2345番
TEL：0270-20-8090、0270-27-4848（直通）
FAX：0270-20-8092
- ・ 設備概要 定員 50名 送迎車両 8台
食堂、日常動作訓練室 静養室
介護者教室 リハビリ機器
浴室 一般浴槽・特殊浴槽・個人浴槽
- ・ 事業の実施地域 伊勢崎市赤堀地区、あずま地区及びその他隣接する地区
（三和町、波志江町、豊城町、本関町、日乃出町、境上淵名、境下淵名
太田市大久保町、大原町、新田上中町、みどり市笠懸久宮）
*実施地域以外の方もご希望の方はご相談下さい。

2 職員体制

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。尚、職員の配置については以下の指定基準を厳守します。

- ・ 管理者 1名
- ・ 生活相談員 1名
- ・ 看護師 指定基準名以上
- ・ 機能訓練指導員 1名
- ・ 介護職員 指定基準名以上

3 サービス提供日

月曜日～土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く。

サービス提供時間

午前9時～午後4時30分

営業時間

午前8時30分～午後5時30分

4 事業の目的及び運営方針

介護保険法の趣旨にしたがって、在宅の高齢者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

5 通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）保険給付対象サービス

- ① 入浴
入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械入浴を使用して入浴することができます。
- ② 排泄
排泄の介助を行います。
- ③ 送迎
利用者の希望により行います。
- ④ 生活相談
- ⑤ 個別機能訓練

6 介護保険給付対象外サービス

- ① 食費（食材料費・調理代・特別行事食代・おやつ代を含む）
- ② サービスの延長
- ③ 事業実施地域外への送迎
- ④ レクリエーション費用等

栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

7 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の午前8時30分までに事業者申し出て下さい。
- ② 利用予定日の午前 8時30分までに申し出がなく、利用の中止をされた場合、取消料（食材料費等キャンセル料 500円）として料金をいただきます。
- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、定員状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- ④ 介護予防・日常生活総合支援事業（第一号通所事業）サービスについては、契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防サービス・支援計画書に定めた期日より利用が少なかった場合又は介護予防サービス・支援計画書に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

8 利用料金

- ① 介護保険給付対象サービス
通所介護（通常規模型通所介護費）

【基本料金】（1日あたり、送迎代含） 7時間以上8時間未満	7時間以上 8時間未満 利用料金	利用者 負担額 1割負担	利用者 負担額 2割負担	利用者 負担額 3割負担
要介護1	6,672円	668円	1,335円	2,002円
要介護2	7,878円	788円	1,576円	2,626円
要介護3	9,126円	913円	1,826円	3,044円
要介護4	10,373円	1,038円	2,075円	3,453円
要介護5	11,640円	1,164円	2,328円	3,890円

※ 当事業所のサービス時間は、通常7時間以上8時間未満です。

【基本料金】（1日あたり、送迎代含） 6時間以上7時間未満	6時間以上 7時間未満 利用料金	利用者 負担額 1割負担	利用者 負担額 2割負担	利用者 負担額 3割負担
要介護1	5,921円	593円	1,185円	1,777円
要介護2	6,986円	699円	1,398円	2,096円
要介護3	8,071円	808円	1,615円	2,422円
要介護4	9,136円	914円	1,828円	2,741円
要介護5	10,221円	1,023円	2,045円	3,067円

【基本料金】（1日あたり、送迎代含） 5時間以上6時間未満	5時間以上 6時間未満 利用料金	利用者 負担額 1割負担	利用者 負担額 2割負担	利用者 負担額 3割負担
要介護1	5,779円	578円	1,156円	1,734円
要介護2	6,824円	683円	1,365円	2,048円
要介護3	7,878円	788円	1,576円	2,364円
要介護4	8,923円	893円	1,785円	2,677円
要介護5	9,977円	998円	1,996円	2,994円

- ・ 入浴介助加算 (Ⅰ)405円 (Ⅱ)557円
- ・ 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 567円
- ・ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 202円(1ヶ月)
- ・ 中重度者ケア体制加算 456円
- ・ サービス提供体制加算(Ⅰ) 223円
- ・ 口腔・栄養スクリーニング加算 202円(6ヶ月に1回まで)
- ・ 科学的介護推進体制加算 410円(1ヶ月)
- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1ヶ月に算定される総単位数の1000分の120に相当する金額

以上、介護保険給付の対象となるサービスについては、利用者負担金は**介護保険負担割合証に記載された負担割合**となります。

② 介護保険給付対象外サービス

- ・ 食費（食材料費・調理代・特別行事食代・おやつ代を含む）
1日あたり 700円
- ・ サービス延長料
16時30分より 1時間 100円

以上のサービス、介護保険給付の範囲を超えるサービスについては、全額自己負担です。

また、当事業所では、市町村から減免対象者であると確認され交付された「**減免確認証**」の内容に基づき利用料の減免を行います。但し、社会福祉法人赤堀・東福祉会が群馬県及び市町村に対して減免実施の申し出を行って利用者の負担の減免制度のみを対象とします。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）通所型独自サービス

【基本料金】（1月あたり、送迎・入浴代含）		利用者 負担額 1割負担	利用者 負担額 2割負担	利用者 負担額 3割負担
要 支 援 1	18,231円	1,824円	3,647円	5,470円
要 支 援 2	36,716円	3,672円	7,344円	11,015円

サービス提供体制加算(Ⅰ)（1月あたり）		利用者 負担額 1割負担	利用者 負担額 2割負担	利用者 負担額 3割負担
要 支 援 1	892円	90円	179円	268円
要 支 援 2	1,784円	179円	357円	536円

- ・ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ 1ヶ月に算定される総単位数の1000分の120に相当する金額
- ・ 科学的介護推進体制加算 410円

以上、介護保険給付の対象となるサービスについては、利用者負担金は**介護保険負担割合証に記載された負担割合**となります。

料金のお支払い方法

翌月、10日過ぎに請求をいたしますので、20日以内にお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払い方法は、**銀行振込、現金支払い、口座自動引落（群馬銀行・ゆうちょ銀行・JA・アイオー信用金庫）**の4通りの中からご契約の際に選べます。

尚、料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払いがない場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます。

9 サービス利用に関する留意事項

- ① 施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。故意に壊したり、汚したりした場合、相当な代価をお支払いいただくことがあります。
- ② 事業所内に喫煙スペースは無いので、喫煙はできません。
- ③ 他の利用者の迷惑になるような行為はしないようにお願いします。

10 サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 事業者の都合で人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 利用者が、介護保険適用施設に入所した場合や要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合、またお亡くなりになった場合は、自動終了とさせていただきます。

11 サービス内容に関する相談・苦情窓口

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 担当者： 岡田 純一

受付時間：月～土 8：30～17：30

TEL：0270-27-4848 または 0270-20-8090

また、苦情受付ボックスを玄関ホール受付窓口に設置しています。

12 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所介護保険課	所在地：伊勢崎市今泉町2丁目410番地 電話番号：0270-24-5111 受付時間：月～金 8：30～17：15
太田市役所介護サービス課	所在地：太田市浜町2-35 電話番号：0276-47-1939 受付時間：月～金 8：30～17：15
みどり市役所介護高齢課	所在地：みどり市笠懸町鹿2952番地 電話番号：0277-76-0974 受付時間：月～金 8：30～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地：前橋市元総社町335-8 電話番号：027-290-1319 受付時間：月～金 8：30～17：00
群馬県運営適正化委員会	所在地：前橋市新前橋町13-12（群馬県社会福祉協議会） 電話番号：027-255-6669 受付時間：月～金 9：00～17：00

14 第三者評価の実施

当事業所は、外部の第三者による評価は、行っていません。

15 高齢者虐待防止に関する対策

当事業所は、利用者の権利擁護のため、高齢者虐待（以下「虐待」という。）を受けている状態又は虐待が疑われる状態にある高齢者について、適切な対応を確保することで、高齢者の尊厳を守り、安心して生活できるように早期発見・早期対応に努め、利用者が介護サービスを適切に利用できるように支援する。また、委員会を設置して、定期的に指針見直しや職員の研修を実施します。

令和 年 月 日

ご利用者	私は、本書面により、事業者から通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）についての重要事項の説明、交付を受けました。		
	住所	群馬県伊勢崎市	
	氏名		印

代理人	私は、本人に代わり、上記署名を行います。 私は、本人の契約意思を確認しました。		
	住所	〒	
	氏名		印

事業者	通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて 重要事項を説明、交付しました。		
	住所	〒 3 7 9 - 2 2 2 1 群馬県伊勢崎市国定町二丁目 2 3 4 5 番	
	名称	社会福祉法人 赤堀・東福社会 特別養護老人ホーム サルビア荘 事業者番号 1 0 7 2 8 0 0 0 2 0 印	
	説明者	生活相談員 岡田 純一	印